

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷(十二第)

行發日一月三年四和昭

論叢

電氣稅論 法學博士 神戸 正雄

總合社會學概念 文學博士 米田庄太郎

財產生命保險 經濟學博士 小島昌太郎

說苑

最近の諸國幣制改革の傾向 經濟學士 島本 融

美濃國騷擾史 經濟學士 黒正 巖

大阪爲替會社の業務 經濟學士 菅野和太郎

雜錄

ワグマン教授の「景氣變動論」 經濟學士 谷口 吉彦

通貨主義とリカードの貨幣論 經濟學士 有井 活

地方費に對する國庫補助 經濟學士 安田 元七

東京市財政十年計畫 經濟學博士 沙見 三郎

美濃國騷擾史

黒正巖

一 緒 言

中山道筋の諸國は、由來百姓一揆の頗る頻繁に發生したる地方にして、發生密度が最も大である事は、已に他の機會に於て論じた所である。併しその際にも斷つておいたように、當時尙は資料の蒐集が充分とはいへなかつたから、専ら大體の傾向を示す事を旨としたにすぎなかつた。爾來、引き続き余は資料の涉獵に力めて居るのであるが、偶々昭和三年の秋には、岐阜市の人森義一氏が岐阜縣下の百姓一揆に關して東濃日々新聞紙上に研究を發表せられ、又余に書をよせて未だ余の知らざりし美濃國の一揆事例をも呈示せられて居り、尙ほ余も氏以外の事例を二三見出したるが故に、舊説の補遺として、美濃國に於ける騷擾につきて聊か述べて見たい。但し本文に於ては、嘗に狹義の百姓一揆計りでなく、封建治下に於て發生すべき種々の騷擾をも併はせて取扱ふ事とした。蓋し百姓一揆とその他の鬭争とは、一定の社會素質を有する地方に於て多く發生するの傾向があり、從て百姓一揆の發生の特質を考ふる上にも、兩者を併せ見るを好都合とするからである。又參考の爲め明治時代に於ける百姓一揆の事例をも列擧する事とした。

1) 拙著百姓一揆の研究二九五頁以下。

二 年代史的概観

(1) 寛文年間 二日町騒動

長瀧寺社僧經聞坊事内ヶ島勘左衛門は、隣邑二日町に於て給地三百石を領有したが、先には寛文九年の内檢に三十一石を打出し、その他屢々農民を驅使したので農民はいたく反感を懷いて居た。偶々寛文十四年(記録には十四年とあるも寛文には十四年なし)四月農事繁忙なるに拘はらず、庭園築造のため夫役を課し、庭石運搬に際し農民に過失ありたるを怒り、峻嚴に之を責む。農民の積年の怨は遂に爆發し、徒黨を組んで八幡藩廳に愁訴し、所領替を歎願した。その結果、内ヶ島の領地を沒收し、頭目二人を處罰した。²⁾

(2) 寛文年間 八幡名主騒動

八幡城下北街の名主村瀬某と南街の名主大澤某とが格執し、大澤は村瀬を失職せしめんとして北街の町人を煽動し村瀬反對の徒黨を組ましめ隠退を強要した。然るに村瀬に正理ありし爲め町民却て村瀬を擁護するに至り、大澤は已むなく、村瀬暗殺を企て、果さず、關係者は關所、獄門、所拂となり、町方一統は叱りをうけて事件は解決した。³⁾

(3) 延寶五年(一六七七年)七月 郡上騒動

郡上城主遠藤常友卒し常春十一歳にして家をつぐ。家臣等政治を過り重税を課し、年貢一石につき口米四升を命ず。領民難儀して過役御免を願ふて許されず、乃ち河邊村喜兵衛等五人總代と

2) 郡上郡史二六九頁。

3) 郡上郡史二六八頁。

なり七月下旬に江戸に上つて藩侯に訴願した。國老遠藤奎之助召されて善後策を講じ、十六ヶ條の覺書を與へたるを以て、十二月上旬總代は満足して歸郷し、農民は遠藤奎之助を徳とし、平靜に歸した。⁴⁾

(4) 延寶七年(一六七九)正月 郡上家中騒動に基く一揆

先の百姓騒動によつて農民の負擔を軽減する事となり、從て租稅收入の減少を來したるを以て、家中渡り六分一とした。茲に於て家中の者不安を感じ、改革の斷行者たる家老遠藤奎之助を怨む者多く、六年十二月反對者は江戸に上つて奎之助を讒す。奎之助は直ちに上京して辯明した。家中の陰謀露見するや、尋常の方法を以てしては目的を達する事能はずとし、奎之助を討ち取らん事を企て、大晦日に秘密の回狀を出したるに再びその計畫が露はれ、農民は彼等の恩人の危急を救ふべしと、先づ市島、小野村の農民起ちて奎之助の邸に赴き防衛す。更の上保明方下川等の農民武器を携へて八幡城下に屯集した。大垣藩よりは役人出張して退散をさとしたるも、家中の不和が治まらぬ間は退去せずと主張した。併しかくの如き一揆は結局藩主に累を及ぼすの虞ありとし、村役人のみを止めて百姓は各自退散した。この一揆は仲々大規模のものであつて隣藩を震撼せしめたので尾張藩高須藩の如きも多くの兵を途中迄出した位である。次で農民よりも神文を呈出し、奎之助は隱居して一旦落着した。⁵⁾

(5) 延寶八年(一六八〇)二月

前年の騒動は絡結したる筈なるに、家中の諸士の不和は尙ほ止む事なく、農民の難儀は除去せ

4) 濃飛兩國通史下ノ二九八頁、郡上郡史二七二頁。
5) 濃飛兩國通史下ノ三〇〇頁、郡上郡史二七八頁。

られなかつたので、農民の代表者五名は江戸に上つて愁訴す。江戸の藩廳は更に家中を調査し主謀者六十二人を嚴罰に處した。かくの如く郡上藩に於ては不祥事續出せる折り柄、幼主夭折し、遠藤氏遂に亡ぶ。⁶⁾

(6) 元祿十四年(一七〇二) 岩村藩内竹折村地方

藩の財政甚しく窮乏せる際、山村瀨兵衛なるもの材幹あり、藩主丹羽氏音大に彼を信任して之に國政を託す。乃ち一方に於て財政緊縮を斷行し藩士の封祿を削減して儉約をすゝめ、他方に於ては新法を制定して種々の新税を重課し、本租の納入には大量樹を用ふるに至つた。故に藩の財政は漸くにして立て直つたけれども、農民は到底その壓迫に耐ゆる事能はず、農民の間に不穩の狀勢を生じた。更に藩士の間にも、瀨兵衛が勢力を振ひ専横の處置多きを惡むもの増加し、家中騒動の勃發となり、農民その歸趣に迷ひ、領内騒然とす。竹折村の庄屋田中與一は村民の難澁見るに忍びず、江戸に上つて幕府に訴ふる所があつた。翌十五年幕府はその實情を審議し、藩士にして黨を爲したるもの四名を斬し一名を遠流に、二十五名を追放した。又領主は失政の故を以て六月二十三日封地を半減せられ、次いで越後頸城郡高柳に轉封を命ぜられた。⁷⁾

(7) 寶曆元年(一七五二) 郡上騒動

美濃に於ては久しく百姓一揆が發生しなかつたが、寶曆四年に至つて再び不祥事を見るに至つた。遠藤氏の國除のあとを受けて入部したる金森氏は、次第に財政窮乏に陥りたるを以て種々の重税を課し、寶曆元年庄屋十六人は江戸に上つて十箇條の訴願をなす。藩主頼錦自ら訴人を召し

6) 濃飛兩國通史下ノ三〇三頁。

7) 恵那郡史二一六頁以下。

て租税を輕減し、大事に至らずして了つた。

(8) 寶曆四年(一七五四)八月 郡上檢見騷動

藩は一旦租税の輕減を行ひたるも、之にては財用全く足らず、何等から形に於て租入の増加を計る必要を生じ、定免を廢して立毛見立免即ち檢見取の法を用ふる事とした。農民之に服せず、郡中の重立ちたるもの集議し、傘證文の連判を爲して強訴を約し、八月十日千餘人の百姓は御藏所に押しよせて嗽訴し、十六條の訴狀を呈出した。藩廳は已むなく舊制に復する事を誓ひ、農民を退散せしめた。⁸⁾

(9) 寶曆五年(一七五五)三月 郡上檢見騷動の再發

檢見制は一旦中止する事になしたるに拘はらず、當局は再び之を實施せんとし、村々庄屋を説得して承認せしめた。農民等二三千人穀見野に會して對策を議し、その際町内富豪に食を請ふものあり徒黨の罪に陥れらるゝを虞れて退散し、百三十ヶ村より代表者一人づゝを出して會所に訴へたが容れられず、更に江戸出訴を計畫す。その間、藩は徒黨の切り崩しに力め、遂には徒黨に加はるもの僅かに二十八ヶ村となつたが、八月中旬代表者四十餘人江戸に上り、十七ヶ條の訴狀を藩邸に呈出すると同時に、井上遠江守邸に訴へ、又老中酒井忠壽に劾罷訴を爲す。¹⁰⁾

(10) 寶曆七年(一七五七)六月

領主歸國したるを以て、先年の一揆の爲め入牢せるものの赦免願を提出したるに許され一同安堵した。然るに騷動に要したる費用分擔の事より農民間に紛争あり、遂に上之保にて數百人の農

8) 濃飛兩國通史下ノ三〇四頁。

9) 同上三〇五頁。

10) 同上三〇八頁。

民嘯集し、劔村、小野村に至つて費用分擔を迫りて騒動す。又夏金延期につきても千餘人の農民が藩の會所に押しよせる等、騒動常に止む事なし。藩吏は主謀者を捕へて投獄した。¹¹⁾

(11) 寶曆八年(一七五八)二月 立寢騒動

藩廳は近年の騒動に干與せるものを處罰するに力めて居たが、偶々歩岐島村四郎左衛門方に惣百姓の連名帳あるを謀知し、寢村の百姓を煽動し四郎左衛門の宅を襲ふて帳簿類を奪はしむ。立村の百姓等百余人來りて之を奪還せんとし争鬪を生じたるを以て、藩吏抜刀して之に向ひ多くの負傷者を出した。立村百姓怒りて江戸へ赴き町奉行に訴へたるも受理せられず、箱訴をなした。金森氏失政の爲め連年一揆が發生したるを以て藩主は封領を沒收せられた。¹²⁾

(12) 明和三年(一七六六)九月 大垣領内

池田筋長瀬筋の農民強訴し、首謀者が梟首せられた事がある。委細は不明である。¹³⁾

(13) 明和六年(一七六九)秋 養老郡下多度村

志津村地方に於て年貢米上納につき庄屋役人等七人に不正の行爲ありとし農民等大にさわぐ、當局はこの事實を調査し、七人のものを斬罪に處した。¹⁴⁾

(14) 明和七年(一七七〇) 厚見郡諸村

この年五月は大旱にて耕作にさしつかへ、物情騒然たるものがあつたが、春には割賦金仰出されたるを以て郡中の總代は江戸に赴き御免願をなしたるも許されず、十一月には國役割賦金四兩二分、銀三匁當とせられた。厚見郡諸村の農民はその負擔に耐えずとし、徒黨を組み一揆を起

11) 同上三一頁。

12) 同上。

13) 同上。

14) 養老郡志九五一頁。

し、同郡日野村庄屋兵内、藏前庄屋茂左衛門等の家宅を襲ひ打ち毀しを企てた。養老郡諸村の庄屋等之内濟として事件を鎮めたといふ。¹⁵⁾

(15) 天明八年(一七八八) 羽島郡松枝輪中騷擾

羽島郡松枝輪中は長柄川の逆水侵入を防ぐ爲めに堤防の増築を企てたるに、對岸の厚見郡は低地なるが故にこの増築に反對し、官に訴へた。松枝輪中亦下らずして尾州侯の支配所たる圍城寺奉行所に訴願したが、奉行は厚見郡各村の賄を納れてゐたため之を容さなかつた。村役人四人は死を決して官に訴へたのでその行爲を不穩となし獄に投じ、ひそかに之を毒殺した。村民激昂して暴動せんとしたるも村内の識者慰撫して事なきを得た。¹⁶⁾

(16) 寛政十年(一七九八)八月 下草村地方

この年は四月、七月の兩度に大洪水あり、西濃の人々大に難澁した。八月七日破損せる西堤の普請中、下草村の村民數十人嘯集して御普請會所たりし安田村喜兵衛の家を襲ひ、その他庄屋等の家をも多く破壊した。尾州藩は同心五十人鶴多須役所迄派遣して警戒した。笠松陣屋に於て吟味せられたもの三百人に及んだといふ。¹⁷⁾

(17) 寛政十年(一七九八)十二月 加納水難騷動

水難復舊の手當も出でざるに年貢の徴收嚴重を極む。偶々鏡島村に公儀の普請ありて諸村より出てゐた人夫は陰かに謀りて官配符を廻し、十二月二十六日夕方農民は六條村邊に嘯集し加納城下に押しよせた。藩吏は途中に於て之を阻止し、諭して退散せしめた。¹⁸⁾

15) 養老郡志九八三頁。

16) 愛知縣栗栗郡紀要二七四頁。

17) 濃飛兩國通史下ノ三二九頁。

18) 同上。

(18) 寛政十一年(一七九九)二月 鶉村騷動

原因は不明であるが、多數の農民一揆を起し鶉村淺右衛門の家を破壊した。加納城下より吏を出して首謀者三十五人を捕へ關所追放となし、又罰金を課した。¹⁹⁾

(19) 文化十年(一八一三) 厚見郡築堤騷動

天明年中松枝輪中のものが築堤せんとして厚見郡の反對に遭ひ、圍城寺奉行の不當の處置ありてその目的を達し得なかつたが、尾州北方陣屋の支配を受くるに至り奉行酒井七左衛門に哀訴し、許されて工事を竣る事が出來た。然るに厚見郡の農民は再び之に反對して騷動を企て、奉行の非をならして江戸評定所に訴へ、又築堤を破壊せんとした。²⁰⁾

(20) 文政八年(一八二五)七月 長森騷動

長森村は奥州平の藩主安藤氏の飛地領に屬し、陣屋の所在地であつた。陣屋の外に村役人の會所が設けられその費用が多分にかゝり、村民は村役人の會所詰廢止を願つたが許されず不平満々たるものがあつた。加ふるに莫大の御用金を命せられ、農民之に耐ゆる事能はず、江戸藩邸并に奥州平に赴きてその輕減を歎願したが容れられないのみならず、更に年貢増徴、人頭税が新設せられた。茲に於て先づ日野村の百姓は一揆を起し、平靜に歸すべくもないので、日野村のみは之を免除する事とした。隣村は之を聞いて一齊に起ち、川西に於ても農民蜂起した。一揆の中には臼井流の門弟が多く加り、その達人臼井宇右衛門が尻押しをしてゐたため、與力同心と農民とが衝突し負傷者を出したといふ。隣藩よりも出兵したが手のつけようがなく、百姓の願三條を聞き届

19) 同上三三〇頁。

20) 葉栗郡紀要二七五頁。

けること、し百姓を退散せしめた。首謀者多数が處罰せられた。²¹⁾

(21) 文政八年(一八二五)七月 徳山領一揆

徳山領は財政窮乏せるに拘はらず、用人徳山源七郎に失政ありしを以て百姓は暴動をなすに至り、代りて佐々木宗右衛門父子が用人となつた。佐々木父子は更に重課を企てたので、長森騒動と時を同うして一揆を起して用人を追ひ出さんとし、先づ大島の村役人宅を襲ひ豪家に飲食を強要した。然るに長森騒動鎮壓の爲め役人多數出張すと聞き退散した。首謀者等捕へられて拷問に附せられたので御用金を献納する事とした。更に島崎野口熊田三ヶ村よりも御用金を徴發すべく村役人總代を召出したるに一人も出頭せぬので足輕の一隊が出張して見ると、三ヶ村の者は全部他領の親戚の許に逃げかくれてゐたといふ。その後中仙道を通過した公儀の役人、西國の大小名は三ヶ村の農民が逃散してゐたため助郷人馬に差支へて困難した。この事件は幕府の知る所となり佐々木父子はその役儀を免せられ、農民の目的は達せられた。²²⁾

(22) 天保六年(一八三五)四月 高須輪中

高須輪中は常に洪水に苦しみ、文化十二年には溺死者五百餘人に達したこともあつて、水難を恐るゝ事甚大であつた。殊に近年降雨頻りにして不作が續き、然かも四月には洪水あり、大江落ちの枓が切れたる爲め美濃側のものは莫大の損害を被つたのである。美濃側の農民は、かくの如き災難の根元が、笠松代官支配に屬する萬壽新田の農民が築堤上不正工事をなしたる事に存するものとし、高須輪中の農民數百人は黨を組み、萬壽新田に侵入し、濔見分の爲め出張中であつた

21) 長森騒動記並に森義一氏調査東濃毎日新聞昭和三年十月七日、九日所掲。

22) 森氏調査東濃毎日新聞昭和三年十月十日所掲。

23) 濃飛兩國通史下ノ八二七頁。

笠松郡代野田筭吉の止宿并に信樂代官多羅尾四郎次郎父子の止宿を初め十五戸を破壊した。野田は身を以て逃れ、名古屋大垣桑名より出兵して鎮壓に力めた。²⁴⁾併しその結果が如何になつたかは明かでない。

(23) 天保六年(一八三五)八月 大垣領、加納領等

この事件は高須輪中の百姓一揆に類似して居るが、浮世の有様の記事によれば別個のものらしい。その記事を見るに、「美濃一國百姓一揆を起し、公領私領共に郷陣屋城下等へ竹槍にて詰寄る。こは郷代官青木何某、大垣加納其外の役人庄家など馴合ひ川筋是迄水損ある故堤の普請をなし、已來少しも水損の思なき様にせむとて、夫々の領内へ悉く課役をかけ金子三千兩取集め二千兩を各々懐になし、千兩にて渡普請をせしといふ。然るに當秋洪水出でしに新に築きし堤悉く切れて水損是迄に十倍す。こゝに至つて役人共の私領明白に相分り百姓一統起り立ちしといふ」とある。²⁵⁾従て高須輪中の一揆とは地域が異つて居る。別個のものとして列擧したが、尙ほ考證を必要とする。

(24) 嘉永七年(安政元年一八五四)六月 柱本附近八ヶ村

糸貫川に大洪水ありて梅田堤春來町南出口その他の堤破損して危険に瀕す。茲に於て柱本その他附近八ヶ村の農民約三百五十人は村役人と共に蓑笠をつけて北方町に侵入した。表面の口實は水防助勢の爲めといふのであつたが、遂に暴動と化し、酒商米澤屋を襲ふて水防費の提供を迫りて狼藉を爲し、町民と農民との鬭争となり二三の負傷者を出した。代官は農民の退散を命じたる

24) 名古屋市史政治論第一ノ一八六頁、五七二頁。

25) 浮世の有様二ノ三三八頁。

も聞かず、遂に大垣侯、笠松郡代の仲裁にて漸く鎮靜した。之等八ヶ村の農民は天領又は老中安藤對馬守の領分に屬したる爲め、之れを笠に着て亂暴を極めたのであるといふ。²⁶⁾

(24) 萬延元年(一八六〇)七月 御趣法騒動

郡上藩は財政頗る困難となりしを以て諸制を改革する事とし、萬延元年三月御趣法なるものを制定したが、間もなく五月に至り趣法を變更し、新に米札手形を發行し、領内産出の生糸の獨占買収を企てたる爲め農民大に困難す。遂に七月六日深夜高原村ふけみが野に二千人の農民が嘯集し、先づ趣法變更の首謀者の一人と目せらるゝ瀬川村小酒井太平治の家を襲ふ。僧侶來て退散をさどすもきかず、藩廳より同心を出して鎮撫に力め、ものものしく武器を携へ來て威力を示すと同時に、趣法變更の首謀者を處罰する事を約して遂に農民を納得せしめた。併し群集退散の後、太平治等は間もなく出牢せしめたが、そのまゝ問題は起らなかつた。²⁷⁾

(26) 年代不詳 高富藩の一揆

高富藩主は本庄氏にして、初代と十代とが宮内少輔と稱した。森義一氏の調査には單に宮内少輔領内とあるのみにて年代不詳であるが、諸種の事情より察するに、十代の時と思はれるから、安政五年より慶應迄の事と推定してよからう。原因は不作なりしに拘はらず年貢一石につき八升づゝの増徴を庄屋に申渡したが、庄屋等之に承服しないので彼等を檢束した。之を知つた農民は今川村の河合重平等發頭となり、三田洞に集合し庄屋を奪還し、更に御金御用を務むる石谷村野々村又左衛門の家を破壊した。²⁸⁾

26) 北方町志八八頁。

27) 郡上郡史四五七頁、四六五頁。

28) 森義一氏調査名古屋新聞岐阜附録昭和三年九月二十八日以降所掲。

(27) 明治二年(一八六九)七月 郡上郡乙原一揆

濃飛兩國通史下卷五二六頁の記す所によれば明治二年七月とあるが、同書卷末の年表には元年となつて居る。而して郡上郡史の記す所はその前後の關係より見るに慶應四年即ち明治元年の如くに考へられるが、内閣文庫の記録には矢張り二年とあるから、本稿に於ても二年と推定した。一揆の起つたのは旗本遠藤鎮之助の采領である。之より先東山道鎮撫使大垣に在陣するや、旗本領民は天朝支配地たらん事を請願した。領主遠藤新六郎及び遠藤鎮之助は謹慎して恭順の意を表し王事につくさん事を請ふ。二年六月下旬兩人に對し謹慎御免の沙汰があつたので、依然として兩人の所領となるべきを惧れ、農民は所々に會合し、不穩の形勢に在つた。茲に於て兩人の家來は鎮撫に力めたるも農民之に服せず、已むなく威嚇の手段として本領安堵の沙汰があつた旨を偽り傳へた。農民之を聞いて遂に騒立亂暴に及んだ。²⁹⁾

(28) 明治二年七月 土岐郡一揆

土岐郡土岐口村を中心として起つたものであるが、原因は不明である。七月十六日遠近の農民は土岐口村神明の森に集合し、徒黨に加はらざる村を襲ひ家宅を破壊し亂暴した。又妻木くゝり村の農民も一揆を起したので、隣藩出兵して鎮壓に力めた。³⁰⁾

(29) 明治二年九月 那留ヶ野騒動

この年は凶作にて農民困難し各村の代表者集會して對策を議し、粗米の輕減、救助米代金借下のことを歎願するに至つたが、當局の容るゝ所とならなかつた。且つその後、堤防復舊費借下に

29) 郡上郡史四八七頁、濃美兩國通史下ノ五二六頁。

30) 内閣文庫所藏。

つきて代表者間に物議を生じ、變革多事の際とて農民は頗る激昂した。遂に九月七日各戸より十五歳以上六十歳迄の男子は那留ヶ野に集合することとなり、一本杉に嘯集するもの三千人に及んだ。併し堤防復舊費借下につき不正をなしたといはるゝ野々村彌左衛門の居村たる白鳥村を除外したので白鳥村の人々はその襲撃を恐れた。一揆は先の決議の實行を藩廳に迫ると同時に、信用借金の十ヶ年以上に亘るものを帳消として徳政を行ふこと、證書借入金は無利息割濟とすること、頼母子は向後十ヶ年据置のことを決議し、庄屋をして金主に要請する事を決議した。藩吏は變裝して一揆の中に混入し主魁者を見届け、一揆退散後六十八人を捕へたが、在所七十餘日に及びたるも一回の取調もなく放免せられた。人心動搖の折柄、首議者を嚴罰に處する事は却て混亂を大ならしむるが故に、かくは穩便なる處置に出でたものであるといふ⁰³¹⁾

(29) 明治二年十二月 高富藩山縣郡

農民動搖して不穩の兆あり、藩兵を出して之を鎮撫した。原因不明⁰³²⁾

(30) 明治二年十二月 不破郡今須

原因不明なるも相當に騷擾したるものと見え、加納藩は兵を出して呂久に至る。事平ぎて兵を還へす⁰³³⁾ この頃又多藝郡にも一揆があつたが事情は詳かでない⁰³⁴⁾

尙ほこの外にも郡上郡史には二日町騷動と關連して、農民が愁訴して容れられず、領民逃散して殆ど無人の地となつた旨を記して居るが、その年次を慶安四年として居る⁰³⁵⁾ 二日町騷動を寛文年間とすれば、之に干與したる遠藤新左衛門の死後に起つた事件としてゐるから、その時代錯誤

31) 二二頁。
 32) 下ノ五二八頁。
 33) 五二八頁。
 34) 二二頁。
 35) 二二頁。

たるは言を俟たぬ。一般に郡上郡史は年代の記述が頗る不正確であるから、その記事そのものも果して信憑しうるか否かも疑問であるが、若し存在したとすれば寛文年間より元祿五年迄の間に屬する事件であらう。

三 騷擾の發生原因

右に列擧したるが如く、美濃國の騷擾は徳川時代を通じて大小二十六回の多きに及んで居る。發生度は他の諸國に比して著しく高い。之は如何なる原因に基くものであるか、之を素因と動因とに分つて觀察して見よう。

イ 騷擾發生の素因

百姓一揆發生の素因としては種々の事項を考へる事が出来るが、特に顯著なるものにつきて一言するであらう。美濃國に於て先づいふべきものは、小藩に分割せられ多くの幕領地、他領飛地が交錯して居たことである。小藩なれば農民に對する充分の施設をなし得ざるのみならず、藩の財政が窮乏に陥りたる場合にも之を緩和するの餘裕少きが爲めに、結局農民の負擔重課となり、百姓一揆發生の素地を作る。又飛地領や代官支配地に於ては、役人が横暴なる振るまひを爲し、不正行爲をなし易い爲めに農民をして反抗せしむることゝなるは、他の百姓一揆の多き國々に於いても、之を見る所である。

次に美濃國の騷擾の多き素因として注目すべきものは、この地方の農民の人情氣質、血統由來

36) 拙著百姓一揆の研究五六頁以下。

である。美濃は日本の中央に位し交通の要衝に當りしを以て常に東西勢力の衝突點となり、古來頻繁に戰爭の行はれた所である。戰爭の都度、敗北者は逃れて民家に入り土着した場合が少くない。又特に關ヶ原の戦の如きは、武士の土着者を多からしめたものと思はれる。幕府が特に美濃を小藩に分割し、多くの幕領並に他藩飛地領を設け、その附近の諸國に親藩譜代を配置したのは、之等敗戦者の反抗を阻止する爲めだともいはれて居る。何れにするもこの地方に徳川以前の武士の土着したるものが多くて、農民の間に士氣横溢し、徳川氏の配下に反抗せんとするの風潮の存したることは想像に難くない。最近に於ても地主小作人の鬭争が先づこの地方に於て尖鋭化したのも偶然ではあるまい。

最後に百姓一揆發生の素因として、美濃の自然的事情並に之に基く美濃獨特の社會制度を忘れてはならぬ。美濃は木曾、長良、揖斐その他の大河川の合流地域にして、河流が網の目の如くなつて居る爲めに、水捌げが不良にして、西部の山丘地帯を除いては多く濕潤である。之れ美濃の農民が經濟生活上常に困乏に陥りたる第一の原因である。殊に又美濃は木曾川を距て、東方尾張に接し、木曾川には所謂御園堤なるものがあつて、尾張側の堤防は美濃側の堤防に比して遙かに高く且つ堅牢に築造せられて居る爲め、洪水の際には水は常に美濃側に氾濫するのみならず、たとひ美濃側に氾濫せずとするも、尾張側の堤防が危険となれば美濃側の堤防を人爲的に決潰する事としてあつた。之はいふ迄もなく美濃側の農民に對し常に大なる損害を與へ、美濃の農民は殆ど年々歳々水害に苦しんだ。之れだけでも百姓一揆の發生素因として充分である。併し乍らかく

の如き自然的政治的強制は、美濃側の農民をして自助的施設を案出せしめた。それは他の地方に類例を見ない輪中の制度である。輪中なるものは今日では變形して一種の水利組合を意味するにすぎないけれども、徳川時代に於ては治水を目的とする共同自治の團體であつた。即ち美濃の自然的事情并に御圍堤制度による水難を防止する爲めに、一村又は數ヶ村が團結して、一定の地域を繞らすに堅固なる堤防を以てし、團體に所屬するものはその堤防建設に關して負擔をなし、洪水の際には共同して堤防の防備をなすを目的とする團體である。その起原につきては之を充分に明かにし得ないけれども、御圍堤の制度が設けられて以來の事といふべく、已に正保の文獻には僅かではあるが、水害の最も多い地方に輪中の行はれたことが記されて居る。併し廣大なる地域に亘つて農民が自助的に堤防を築く事は困難であつたから、初めは舊來の河川堤防を利用しその一部分に修築を加へ、さし當りて水の氾濫を防いだものゝ如くであつて、古い時代には輪中と稱せずして曲輪と名けて居た。蓋し輪の一部分を作りそれが曲線狀をなして居たからであらう。かくの如く美濃の農民は常に水に對して他の地方に見ざるが如き感受性と恐怖心を有し、水の事に關すれば直ちに共同團結せんとするの傾向を有するのみならず、繼續的に水防の爲めに自助的團體を組織して居たことは、他の事件に對しても矢張り團結力が強大であつたから、武士階級や村役人が農民に對して不當の處置をなしたる場合にも、直ちに輪中民が徒黨を組み易いのである。美濃の百姓一揆には大規模のものが比較的少なく、一村又は數ヶ村に限られて居るは小領に分割せられて居たためでもあるが、恐らく輪中組織の結果と思はれる。

□ 騷擾發生の動因

美濃に於ける騷擾發生の動因には著しい特色がある。その第一は水難に基く經濟上の困難である。前項に述べるが如く、美濃に水害の頻繁に發生するは、固よりその自然的事情に基くとはいへ、かの御圍堤なるものと密接なる關係を有し、且つ小藩分立の結果は水防に對する充分なる施設をなし得ないからである。故に美濃の農民は常に水難に對して恐怖心を有すると同時に、之に關連して武士の治水策に對しても不満を懷いて居たのである。加之、水難が一度來れば必ず經濟上にも大なる打撃を蒙り窮乏に陥るのであるが、微力なる小藩の事とて充分の救濟をなし得ざるのみならず、武士の財政窮迫せる爲め却て重課するといふ有様であつた。故に多くの騷擾は水難と直接間接に關係して居る。之れは他の地方に類例の少い動因といふべきである。

次に財政的動因と見るべきもの内では租税の重課が最多いのは他地方と同一であるが、この外、御用金その他の臨時的課徴をなした事が屢々問題となつて居る。專賣類似の仕法を設け又は幣制の擾亂したる事によつて騷擾の起つたのも僅かに一回丈けである。蓋しこの地方に於てはかくの如き方法によつて農民を誅求するの餘地少く、又小藩であつたためかゝる施設を爲し得なかつたから、結局、租税重課又は御用金、講金等によつて直接に農民を誅求するの外なかつたのであらう。最後に、地方役人の不正行爲又は專横が騷擾の動因となつた場合が多い。之は飛地領や幕領が多かつた結果、地方にある役人が上役の監督を受くる事少く、爲めに不正をなしてひそかに私腹を肥やさんとし易いからである。又租税を重課したり御用金を課したりする場合には、村

役人が遙々本領に召出され説服せられて、國元に歸へり自分の受けた命令を斷行せんとしたので農民の反抗が募るのである。又村役人或は武士の私闘が農民の迷惑となり、爲めに一揆の動因となりたる場合の多い事も、この國の特色の一つといふべきであらう。

四 騷擾の形態と發生狀態

イ 騷擾の形態

美濃國の騷擾の中、代表者が江戸又は本領に越訴した場合が多いのは、幕領并に飛地領が多く交錯し、又江戸への交通が便利であつたからである。強訴の形態をとりたる場合にも、その前後に於て概ね越訴を企てゝゐる。又強訴の場合には亂暴の程度が比較的少なく、然かも正々堂々と對抗してゐる。之はこの地方民の素質によるものであらう。小藩が分立してゐたのであるから逃散が行はれ易いとも考へらるゝが、併し所屬を異にする小なる村々が餘りに多く交錯してゐた結果、却て逃散をなすも充分の効果を收めることが困難なると同時に、正々堂々と抗争せんとするの氣風が強い爲めに、逃散が行はれなかつたのであらう。尙ほ大規模のものが少くて、一村限り又は數ヶ村限りのもの、多いのも矢張り、その領域の小なる事、及び輪中といへる孤立的團體の存在したる事によるものといはねばならぬ。

□ 騷擾の發生狀態

美濃に於ける騷擾の發生狀態を年代的に見るに、徳川中期以前に於ては頗る少く、二十六件中

僅かに六件にすぎない。然かも延寶年間の騷動は郡上藩内に於ける連続的一揆であるから、ある意味に於て之を一つと見てもよいわけである。故に已に他の機會に於て論じたるが如く徳川時代の百姓騷動發生の年代的傾向に對しては何等例外をなすものではなく、寧ろ當時の特徴を明確に現はしてゐるものである。元祿十四年以後約五十年間は比較的平穩にして、文献に止めらるゝ程の騷動もなかつたようであるが、寶曆元年に至つて郡上藩内に於て再び百姓一揆が起り然かも年々反覆して發生した。明和年間には他の地方と同じく天災が頻發した、めに、小規模の騷動があつた。然るに日本全體に亘りて百姓騷動の頗る多かりし安永天明年間には、天明八年の松枝小一揆があつたのみで比較的平穩であつたことは、聊か特例をなすものといはねばならぬ。之はこの地方が當時比較的に天災が少かつたからである。寛政以後に於ては、出水が屢々あり、然かも武士は財用乏しき爲め適宜の對策を講ずる事能はず、農民窮乏したる上に重課をなしたる結果、出水毎に百姓一揆が發生し殆ど十年おきに騷動があつたようである。要するに美濃國に於ける騷動の繼起性を見るに多少の例外はあるが、大體に於て徳川時代全般の發生傾向に一致して居る。

次に發生状態を地理的に見るに、同一地方に於て反覆して發生せんとするの傾向を最も顯著に示して居る。美濃全體として見るも、主として東部の平原地帯の河川流域に多く、西部の山丘地帯には少い。同じく東部に於ても特定の地域に頻發し、郡上藩内の發生密度が最も高い。之は先きに述べたる發生素因並に動因がこの地方に於て多分に保有せられて居る必然の結果である。

五 餘 言

右の外尙ほ騷擾はあつたであらうが、大體以上を以て徳川時代に美濃國に發生した騷動の概要をつくしたと思ふのである。之れによつて見れば、美濃國の騷動も當時の他の諸國のそれに比して何等根本的に異なる性質を有するものではない。只その保有する社會素質がかく多數の百姓騷動を惹起せしめたのであり、又同時にその社會素質の特異性が騷動の形態を特徴づけたにすぎぬのである。故に他の地方であれば、それが騷動の動因とはなり得ないものでも、一定地方の社會素質が、一定の事實に對して特殊なる感受性又は利害關心を有する場合に於ては、騷動の有力なる動因となる事が推論出来る。美濃の騷動の大半が水と關係して居るのは、先にも述べたように、その自然的並に政治的事情よりして、この地方の人々が極度に水を恐怖するといふ傳統的精神を有するからではあるまいか。美濃の騷動ほど水と關聯せるものは、他の何れの地方に於ても恐らくあるまい。又かくの如く美濃には昔より騷擾の頻發した所であるのは、矢張り地方人が反抗的精神を多分に有したからである。故に明治以後に於ても農民の騷動又は違法的運動の多く發生したのも偶然ではない。更に又最近犀川切落し問題に端を發して昭和時代の不祥事件を惹起したのも、この地方の人々が、傳統的に水を恐怖するの精神を有し、然かも爲政者がこの地方的人氣を輕視したる結果に外ならぬ。理論的にいへば犀川切落しは正當であり合理的であつて、他の地方では大した問題ではないかも知れぬ。併し一地方の社會素質は長年月の歴史的所産にして、夫々の個性を有するが故に一般論を以て概括的に論斷し得ない。政治はこの社會素質の特異性を洞察してこそ初めて圓滿に遂行せらるゝものである。一地方、一社會の歴史性を無視する時は、到底機宜の政策を確立する事は出来まい。尙ほ終りに本研究に對して種々の資料を呈示せられたる森義一君の厚意を謝す。